

家族政策の基本原則（下）

小 島 宏

I. はじめに

本稿は前号掲載の拙稿に引き続き、家族政策に関する根本的な議論に対して参考資料を提供するため、先進諸国を中心とする家族政策の基本原則について論じることにする。すでに、前稿で家族政策の概念とその基本原則の研究動向について論じたが、本稿では1980年代以降に国際機関、各國政府関係機関によって述べられた家族政策の基本原則を紹介する。なお、日本語、英語、フランス語のいずれかで書かれたもので入手できたものを検討の対象とすることにより、各國政府とはいうもののフランス、カナダのケベック州、アメリカ合衆国、イギリスに限られている。また、国際機関としては国連、国際社会保障協会、EC委員会のみを扱う。

II. 国際機関による家族政策の基本原則

1. 国 連

ウィーンにある国連の社会開発人道問題センターは1980年代後半に、『家族』と題した報告書を4冊刊行したが、その第3巻は『国家家族政策—その発展過程における家族の役割に対する関係』、第4巻は『家族を強化する—国連プログラム策定のためのガイドライン』と題され

ている。第3巻で挙げられた原則は、前号掲載の前半部分で紹介した Beltrão の区分によれば、科学的法則と呼ばれるものが中心であるが、第4巻で挙げられた原則は技術的法則と呼ばれるものが中心である。道徳的原則と呼ばれるものは各種の国際的宣言等に任されている¹⁾。これらは先進諸国というよりもむしろ途上諸国との社会経済発展との関連で編集されたものであるが、家族政策について掲げられた基本原則は先進諸国についても当てはまるものが多い。また、1994年の国際家族年に関して採択された原則の中にも、家族政策の原則ともいえるものがある。さらに、1994年に開かれた国際人口開発会議の行動計画でも家族政策を含む人口・開発関連政策の諸原則が掲げられている。

(1) 『家族』第3巻

第3巻ではまず巻頭で家族政策が従うべき道徳的裏付けとなる大原則として、世界人権宣言、子どもの権利宣言、世界人口行動計画といった多数の国際的な宣言や行動計画を挙げている。そして、異なる価値、規範、ニーズ、資源、優先順位、慣習、状況が非常に多様な視点と行動をもたらし、それぞれのいかなるものも特定の場合には合理的、機能的、適切であるが、他の場合には逆になることがあるため、各國政府のためのガイドラインを設定することが難しいとしている²⁾。しかし、結論部分の一般的提案では家族政策を策定する際に真剣に考慮すべき基本

的として次の11項目を挙げている。国連文書だけあって、これらの文章は細かな目配りが行き届いており、要約するのが難しいため、全文の拙訳を掲げることにする。

- 1) 開発の目標と社会制度の十分な機能は「人間の能力發揮と自尊の実現とともに個人の人々、場所、事物との関係の質の継続的向上」をもたらすことであるべきである。
- 2) 家族が教育、訓練、雇用機会、土地・融資といった生産的資源をより公平に利用できるようにするため、適切な構造的变化がもたらされるべきである。これによって、家族は政府から不必要的援助を受ける必要がなくなり、家族の機能の正常な遂行を通じて自らのニーズをより効果的に満たすことができるようになる。
- 3) 家族の状態は、それが家族の機能不全や個人の能力不足・適応不全をもたらすような場合には直接的に考慮されるべきである。食料、現金、カウンセリング、保育といった追加的資源の供給によって、家族がより効果的に機能することができる場合が多い。
- 4) 家族の資源、ライフサイクル等の段階が異なるため、政府はそこまでは政策やサービス支援が家族を強化・有能化するが、それを越えると家族機能を単に代替することによって依存を助長するという臨界点を特定するためにかなりの考慮を払うべきである。
- 5) 政策が異なる類型の家族を差別しないようにするとすれば、支援すべき家族の類型について多元主義的アプローチが採られるべきである。多様な民族、部族、宗教、社会集団を抱える国々では家族形態がかなり異なるし、個人はライフサイクルの異なる段階で異なる家族構造の一部となることが多いので、このことは重要である。
- 6) 女性と男性の間のより平等な役割分担と関係が推進されるべきである。女性が家庭外でより広範な役割を担い、家庭内の意思決定により深く関与するべきだとすれば、また男性が家事、育児、家族計画の決定といった一部の家庭責任を分担するとすれば、さらにより伝統的な権威主義的な分業に基づくのではなく、応化と柔軟性に基づく役割と責任の家庭内分担に対するより開放的なアプローチが存在すべきだとすれば、そのような目標は必須のものである。
- 7) 給付やサービスのより平等な利用が保護されるべきである。というのは、それがないと女性や他の集団がより平等な役割、責任、関係をもてる可能性がほとんどないからである。
- 8) 家族政策によって助長されるべき価値には自立、協力、最大ではなく適正な消費水準、男性と女性の間及び異なる家族類型の間の機会の平等、コミュニティーとしての感覚といったものが含まれる。
- 9) 政策は生産的労働が雇用よりもはるかに広範なものを含むことを認識し、フォーマル部門での仕事のみに焦点を合わせることを控えて、インフォーマル部門での仕事をより強調すべきである。
- 10) 雇用は短時間労働、ワーク・シェアリング、パートタイム労働の機会の改善を通じてより広く分かち合われるべきである。それによって、家庭内の活動のために利用できる時間に関する家族生活の質が向上する。
- 11) 異なる状況における異なる政策の異なる種類の家族に対する相対的影響が評価され

るべきである。これは、広範な政策間の相互関連性に関する認識とともに、可能な限り政策間の整合性が達成されるべきであるという決意に基づくものである³⁾。

これらの全般的提案が掲げられた後、先進諸国と途上諸国とのそれぞれまたは両者についての特定の問題に関する提案が掲げられており、わが国にとって示唆に富む部分もあるが、紙幅の都合により紹介できない。

（2）『家族』第4巻

他方、第4巻は政策担当者、家族分野の機関、家族に関する心をもつ団体が家族関連プログラムにおいて家族が占める位置への認識を深めることを促進するのを目的として、大まかなガイドラインを掲げているが、これら各国の実状や各国内の地域の実状に応じて調整される必要があるとされている。それらは、以下の5項目である。以上の場合と同様な理由により全文の拙訳を掲げることにする。

1) 一単位としての家族に焦点を合わせる家族政策とそれに対応するプログラムは既存の社会経済的情勢・構造によって直接的な影響を受ける。それらは人口、社会福祉、労働、住宅、社会保障、健康・栄養、農業、農地改革、都市化、工業化、農村開発といった政策分野を含む社会政策・プログラムの広範な脈絡の中で確立されるべきである。これらの分野における政策とプログラムは家族を一単位として考慮に入れ、それらの潜在的影響を考慮すべきである。

2) 家族と開発に関する政策とプログラムは家族とより広範な社会の構造、機能、伝統、文化、構成、政治経済状態を考慮に入れるべ

きである。

3) 家族のためのプログラムの主要な関心事として、①特に貧困、失業、文盲、教育機会の欠如、疾病、乳児と母親の疾病・死亡、十代の妊娠、離婚、女性と子どもの搾取、家族支援システムの崩壊といった家族が直面する問題の評価、②家族の構造・機能の動向に関する伝統的な慣行・習慣、価値観、信条の影響の分析、③既存の家族に関する法律、家族のニーズを対象とするか否かに関わらず、社会福祉等の政策・プログラムの意図、効果、適切さ、そして場合によっては改善方法についての再検討、④例えは、家族を十分に機能させ、家族の福祉と統合された家族構造を強化・推進し、社会における家族の地位を向上させ、家族の社会と開発努力への参加を助長し、家族の自立と崩壊防止を可能にするといった、家族に関する目標の再構成、⑤直接的なものだけでなく、健康、教育、住宅、雇用といった他の開発部門を通じた間接的なものを含めた、家族を強化するための社会福祉政策介入の推進、が含まれるべきである。それらの部門におけるコミュニティの関与に基づく新たな手法が強調されるべきである。

4) 女性、子ども、青年、障害者、高齢者といった家族成員のために策定された政策・プログラムは、家族がそれ自体のダイナミクスをもった単位であり、そのような集団のニーズを満たすための第一次的資源であるという事実に注意を集中すべきである。そのような政策・プログラムがこの事実を考慮に入れない分だけ、それらが失敗する可能性が高まる。

5) すべての国々は家族政策・プログラムに関する公的機関の最高レベルにおける設置

を考慮することが望ましい。特定のモデルは提示されないが、この機関は①政策策定・調整、②必要な調査研究の促進とともに家族に重要な影響を及ぼす現行の活動・プログラムの監視と評価の促進、③政策・プログラム間の葛藤と重複による資源の浪費への注意喚起、④家族のための長期的政策・プログラムの推進、といった機能をもつべきである。そのような機関は家族福祉・家族生活に影響を与える問題を担当する、各レベルの省庁、非政府機関、家族擁護団体からの代表者を含むことが望ましい⁴⁾。

同書では家族プログラムが「社会変動をもたらすことの目的として、集団と個人の前進のための具体的な支援とサービスを提供するために行政レベルで策定された一組の施策」と定義されていることから⁵⁾、以上で掲げられたのは主として Beltrão のいう技術的法則である。

(3) 国際家族年事務局

1994年の国際家族年に向けて1989年12月の国連総会で、「国際家族年の原則と目的」が採択されたが、目的の一部として家族政策のための国家組織の強化、家族問題への対処の奨励、家族プログラムの効率化が挙げられていることもあり、7つの原則の中には家族政策の基本原則としても妥当なものが含まれている。それらのうちで最初の6つはそのままで、あるいは国際家族年ないしそのための活動を家族政策と読み替えることによって家族政策の基本原則となりうる。丸山が示した仮訳に依拠すれば⁶⁾、①「家族は、社会の基礎単位であり、その故に特別の注意に値する。よって、家族がコミュニティで十分に自らの責任を履行できるように可能な限り広範な保護と支援を次の規定（世界人権宣言

等）に従い実施すべきである。」、②「家族は国により、また各国内の社会により様々な形態と機能を有するものである。また、家族は個々の嗜好と社会的状況の多様性を示している。については、（家族政策）はすべての家族のニーズを包含し対処するものでなければならない。」、③「（家族政策）は、家族内の各個人の地位及びその家族の形態及び状況にかかわらず、国連組織下で作成された国際的合意文書によりすべての個人に与えられた基本的人権及び基本的自由を促進することを求めるべきである。」、④「政策は、家族における男女の平等の強化をめざし、家庭内の責任のより完全な分担及び雇用機会をもたらすものでなければならない。」、⑤「（家族政策）は、地方、国家、世界地域及び全世界のすべてのレベルで行われなければならない。しかし、主要な焦点は地方及び国家レベルにあてられるであろう。」、⑥「プログラムは、家族の機能の代替物を提供するよりも、むしろその機能の履行において家族を支援するものでなければならない。右プログラムは、家族の自己依存の大きな能力を含む生来の強さを助長し、自らの自活活動を奨励するものでなければならない。また、右プログラムは家族、その構成員、コミュニティー及び社会の全般的な展望に表現を与えるものでなければならない。」、となる⁷⁾。

また、1993年5月に北京で開かれたアジア・太平洋国際家族年地域準備会合において採択された勧告の中にも総合的政策に関する5つの勧告が含まれているが、これらも家族政策を実施する上での基本原則といえる。それらは、①家族政策を担当する政府機関がない場合は設置すべきこと、②家族政策は、家族がその経済的、社会的機能を果たす能力を向上するように策定されること、③家族政策が家族の構造・機

能に与える影響を評価すべきこと、④家族政策が基本的人権と個人の自由を尊重するように策定されるべきこと、⑤政府は家族に関する統計指標の整備と統計データの収集を行うべきこと、である⁸⁾。これらの文書に示された原則は、『家族』の第3巻と第4巻に掲げられた諸原則の要点であるともいえる。

（4）国際人口開発会議行動計画

1994年9月にカイロで開かれた国際人口開発会議で合意された行動計画では、第5章が家族に関するもので家族政策の具体的施策（家族に対する社会経済的支援）について論じられているほか、第2章で述べられている諸原則のうちで特に家族、子ども、女性に関するものは家族政策の原則としても尊重すべきものもある⁹⁾。両性間の平等と公正、女性の権利獲得、女性に対する暴力排除、女性自身による出生力コントロール能力を強調した原則4、特に女性がリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）を含む健康を享受する権利を強調した原則8、特に女性が教育を受ける権利と教育に関する親の責任を強調した原則10、移民受け入れ国が移民とその家族に適切な待遇を与えることを強調した原則11は少なくとも間接的に家族政策の原則となりうるが、原則9と原則11はより直接的な家族政策の原則であると思われる所以、以下に拙訳を掲げることにする。

原則9

家族は社会の基本的単位であり、それだからこそ強化されるべきである。家族は包括的な保護と支援を受ける権利がある。異なる文化的、政治的、社会的な制度の下ではさまざまな形態の家族が存在する。結婚は配偶者になろうとしている者の自由な同意によって行

われねばならないし、夫と妻は対等なパートナーであるべきである。

原則11

すべての国家と家族は子どもを可能な限り最優先すべきである。子どもは、その福祉にとって適切な生活水準を享受する権利、達成可能な限りで最高の健康水準を享受する権利、教育を受ける権利をもつ。子どもは両親、家族、社会によって世話をされ、指導され、援助される権利とともに、売買、不正取引、性的虐待、臓器の不正取引をはじめとするあらゆる形態の肉体的、精神的な暴力、傷害ないし虐待、放置ないし怠慢な扱い、酷使ないし搾取から、適切な法的、行政的、社会的、教育的な施策によって保護される権利をもつ¹⁰⁾。

これらの原則は『家族』の第3巻と第4巻に掲げられた諸原則と少なくとも部分的に重なっているが、より最近の家族関連の社会経済変動を反映している面もあるといえよう。

2. 国際社会保障協会

国連が提示した以上の基本原則が主として途上諸国を想定しているのに対して、国際社会保障協会のものは主として先進諸国を念頭に置いている。1990年に国際社会保障協会によりベルギーで開かれた「社会保障と変化する家族構造」に関する国際会議では、先進諸国における過去20年余りの間の家族に関わる社会的、人口学的变化に伴う社会保障の問題が検討された。家族政策という言葉は必ずしも用いられない場合もあるが、広い意味での家族政策について討議されたようである。これに基づく報告書の結論部分ではこの問題が、①非差別、②予防、③自立

の強化、④社会的保護が個人と家族の社会的、人口学的行動に対して逆効果をもたないようにすること、の4つの根本的原則を考慮に入れる必要によって複雑化していると述べられている。というのは、家族が安定していた時期からこれらの原則が変えられなかったにも関わらず、各種施策が現実の家族の変化に対応して打ち出され、それらの間で不整合が生じているからである¹¹⁾。

「EEC諸国における家族モデルと社会法—比較研究一」と題された同報告書の第5章で、Buysseも同様な点を指摘し、①いかなる家族モデルも優遇されたり、差別されたりすべきでないこと、②子どもの利益のために家族集団の安定性を促進し、優遇するとともに十分に高い生活水準を保証すべきであること、という2つの原則を社会法に翻訳するのが困難であると述べている。そして、同氏が代表する COFACE(EC家族擁護団体連合会)の見解に基づき、その問題の解決策の基礎となるべき5つの原則として、①子どもの利益が最優先され続けねばならないこと、②制度としての結婚は家族生活を築き上げようとする積極性ほど重要でないこと、③子どもにとっての機会均等は異なる家族モデルの範囲を越えて追求されねばならないこと、④社会法は結婚との関係で中立的であり続けねばならないこと、⑤プライバシーの尊重は、給付を申請する人々のライフスタイルに関する質問ができるだけ避けられるべきであることを意味すること、を挙げ、③については COFACEと家族擁護団体の主張を詳しく述べている¹²⁾。国際社会保障協会によって掲げられた諸原則は主として西欧諸国における家族変動に対応するためのものであるが、若干異なる家族変動を経験しつつあるわが国にとっても示唆に富むもので

ある。

3. EC委員会

EC諸国の家族政策を比較検討した Ribesによれば、すべてのEC諸国は家族が社会の必須の位置と機能を占めるので、家族を保護せねばならないという原則について合意している。そして、家族政策においては個人の「私的な」生活への不干渉という原則に従って家族の多様性を尊重している。また、EC諸国における家族政策は、その方向付けの3原則としての人口学的均衡、家族擁護主義、連帶、に対する関係によって位置づけられる。このうちの連帶に基づく政策の基礎には公正の原則と不平等反対の原則がある。さらに、これらの方針付けの3原則のほか、職業活動と家庭責任の両立に関連して、①個人、特に女性とカップルに対して自らに適したライフスタイルを選択し、彼らが負っている責任を果たすための可能性と手段を与えること、②特に労働の領域で、男女間の平等を推進すること、が二大原則になってきた。そして、個人の尊重に関連して、子どもの利益が私法における優先的な一般原則となってきた。彼は結論として、ECの経済統合と域内の移動の自由化を控えて、家族政策の基礎が主要な問題となってきたと述べている¹³⁾。

Fagnaniによれば、EC諸国における家族政策の分野での相違は概念の相違によってもたらされており、①経済的、社会的生活における政府の役割、②社会における家族の位置とその権利・義務と家族における男女の役割、③解決すべき問題についての優先順位と追求すべき目的の順序づけ、とともに、④子どもの権利の原則と子どものコストの原則のどちらを探るかという原則の相違がある¹⁴⁾。このようにフランスの

研究者は EC 諸国における家族政策の原則を整理しているが、EC 委員会それ自体はあまりはつきりと述べていない。

EC の官報に載った1989年9月29日の EC 家族問題担当閣僚理事会の家族政策に関する結論は、子ども数に関する選択の自由に相当の敬意を払いながら、家族が調和的に発展し、その成員が活躍するのに適切な環境を家族に提供するため、EC が家族レベルの施策に关心をもつことの正統性はイデオロギーに基づけられるというよりはむしろ、①家族の経済的役割、②子育てにおける家族の責任、③世代間の連帶の試金石としての家族の重要性、④男女平等の不可逆的願望、⑤労働生活に完全に参入したいという女性の願望、といった客観的事実の認識に基づけられるとしている。そして、既存の各国の多様な政策の特殊性を尊重するため、EC の施策は実際的なものとならねばならないと述べている¹⁵⁾。これらは家族政策の基本原則そのものとして述べられていないが、尊重ないし重視することが原則といえよう。また、同会議のための EC 委員会事務局の報告書は、家族政策の原則そのものに対する各加盟国の態度が「公式の家族政策なし」から「社会のかなめ石としての明示的な家族政策」にわたる3つのアプローチに区分できるとし、これらの態度の理由として連帶・再分配と人口学的目的を挙げているが、明確な形では基本原則を掲げていない¹⁶⁾。

このように EC 委員会は加盟国間の家族支援施策の多様性に配慮しているため、EC 全体の家族政策の今後の方向付けについてあまり原則を述べていない。しかし、1991年に EC 委員会主催で開かれた「子ども、家族、社会」という国際会議の報告書で、Donati は1990年代の EC 諸国における家族と子どものための政策の見通

しについて、一般的目標に関するものとしては、①家族ライフサイクルに応じた社会保障制度の改革、②新しい世代へのより大きな投資、③希望子ども数と実現子ども数のギャップの縮小を挙げ、戦略に関するものとしては、④家族の線に沿った福祉介入の構造化、⑤コミュニティ・ケア政策によるフォーマル・サービスとインフォーマル・サービスの連携、⑥家族と政治権力の間を仲介するような非政府機関の発展、⑦社会政策の部門間の連携、⑧関係ガイダンス（家族を個別の存在としてだけでなく、連合体として関与させるやり方）に触発された政策スタイルを挙げている¹⁷⁾。前者は Beltrão のいう科学的法則、後者は技術的法則に主として対応している。

III. 各国政府関係機関による家族政策の基本原則

1. フランス

フランスは人口（出生促進）政策的な意図もあって、戦前から一貫して明示的な家族政策を採っている。家族政策に関する報告書を出している政府関係の委員会としては経済社会評議会と人口家族高等審議会が主なものである。また、人口減少が著しいヴァンデのような農村県の県庁もやはり人口政策的な関心から興味をもっているようで、報告書を出しているので、以下ではそれらの報告書の内容を紹介する。

（1）経済社会評議会

経済社会評議会は1980年の首相の諮問に対する答申として1981年に「総合的家族政策」と題された報告を行った。この中でまず家族政策は、家族の状況の多様性を尊重しながら、すべての親が子どもを養育する責任を果たせるようにす

るものでなければならないことを確認し、次に総合的家族政策の精神として、①全国民の（道徳的、市民的、財政的）連帶、②国家の指導者の政治的意思、③家族の基本的権利の尊重、の3点を挙げている。さらに、③に関連して、総合的家族政策を実施することは、基本的生活に関する特定の選択（例えば子ども数、就業と家庭生活の両立）の自由に対する権利、子どもの（発達のために適切な状態で家族の中で生活する）権利、空間（住居、環境）に対する権利、時間に対する権利、良質の消費（必要な財・サービス）に対する権利、といった家族に固有の諸権利をすべての家族に認めることであると述べている¹⁸⁾。

同評議会は1991年に報告書『フランスの家族政策』を出したが、これは政府の諮問内容が限定的であったことにより、主として実践的な議論を行っており、基本原則について言及していない。ただし、同評議会に代表を送っている団体の1つである UNAF（全国家族手当連合）による批判的な意見書が収録されており、その中で若干述べられているので、紹介する。UNAFによれば、どのような家族政策も自由、他者と自己の尊重、公正、連帶という人道主義的原則の不可侵の基礎に基づくものでなければならない。そして、①家族の根本的特質の尊重、②家族による社会発展への貢献の正当な評価、③あらゆる分野の政治的論議への家族の利害の統合、④自らに関係する施策の交渉過程への家族の参加、⑤子どものニーズと権利（子どもをもつ権利、家族をもつ権利）の認知、⑥高齢化に関する政策の家族政策への統合、⑦家族政策の目的、手段、スケジュールを定めた法律・プログラムに関する UNAF の要求、⑧社会政策と家族政策を混同せずに貧困の状態を正当に考慮

すること、⑨家族政策のための特定の施策の実施、⑩家族部門による不当な負担の慣行と所得制限付きの給付の再検討、といった条件を国家が満たした場合、眞の家族政策を行っていると認められる¹⁹⁾。これらは条件とはいいうものの、少なくとも一部は基本原則であるといえる。

(2) 人口家族高等審議会

フランスの人口家族高等審議会の前身である人口高等委員会は1980年の総括報告書で人口（出生促進）政策の基本原則について議論を行っており²⁰⁾、拙稿でその一部を紹介したこともある²¹⁾。その後身は家族という言葉が委員会の名称に再び入ったこともあり、国際人口移動政策については別の審議会や委員会ができたこともあり、家族政策に力を入れるようになった。ECの家族問題担当閣僚理事会との関係で出されたと思われる、1989年の報告書『ヨーロッパにおける人口変動と家族政策』の第2部「今日の家族の状態についてどのような家族政策の戦略を探るべきか」では、フランスとECの家族政策の方向付けに関する提案がなされている。フランスの家族政策については、①家族生活と職業生活の調和を容易にすること、②親の責任を十分に果たせる状況を作り出すこと、③社会的連帯を再確認すること、の3点を挙げ、ECの家族政策については、④現在のECの政策の家族的次元を明らかにすること、⑤調査研究と施策の方向付けを定めること、⑥家族問題に関する討議を制度化すること、の3点を挙げている²²⁾。当時フランスがECの議長国であったこともあり、この後半の提案に従ってヨーロッパ家族政策観測団が結成されたり、家族政策に関する年報が出版され始めたりしたものと思われる。

(3) ヴァンデ県

フランス中西部のヴァンデ県の県庁の委託に

より、パリ大学人口研究所の G.-F. Dumont は 1990 年に『ヴァンデの家族』と題された報告書を作成したが、その第 3 部で「ヴァンデのための家族政策の基本」について論じている。その中で、県レベルの家族政策実施のための究極目的として、①自由、②世代間の公平、③家族の連帯の評価、④県庁を中心とする政策の推進、⑤空間における家族の均衡、⑥困難な状況にある家族との連帯、の 6 項目を挙げ、これらを具体的な施策に翻訳することによって県レベルの家族政策を解説可能なものにすることができるとしている²³⁾。なお、前半部分で紹介した同氏の前著ではフランスの将来のための家族政策の支柱として 7 項目が挙げられていたが²⁴⁾、県政レベルのものと必ずしも一致していないのはレベルが異なることだけによるのではなく、ヴァンデ県の保守性等の特性を反映していることにもよるのかもしれない。

2. カナダのケベック州

フランスと同じ言語圏に属するカナダのケベック州は、かつて他州より出生率が高かった時期から言語的少数派であることにより出生促進的な家族政策に熱心であったが、1960 年頃から合計特殊出生率が他州を下回るようになり、熱心さに拍車がかかった。1984 年には社会問題省から家族政策に関する報告書（「緑書」）「ケベックの家族のために」が出され、1986 年には家族政策諮問委員会の全 2 卷の報告書「ケベックの家族の社会的支援」が出され、1987 年には閣僚理事会から政策表明書「家族政策一方向性と行政のダイナミズムの表明」が出され、その後 1989～91 年と 1992～94 年について家族政策に関する行動計画が出された²⁵⁾。

（1）社会問題省

社会問題省の 1984 年の「緑書」では家族政策に関する 5 つの原則について詳しく論じられ、それらによって規定される主要な 3 つの目標が掲げられている。前者は、①家族は単なる個人の並列でなく、共同生活の単位と考えられること、②国家がそのあらゆる政策で家族を考慮に入れる保証、③コントロールというよりも支援、④個人に対する治療的措置の必要を制限するための社会的環境の質の維持・改善、⑤政策は親と共同で設定され、多くのパートナーとともに分かち合われるべきこと、から成り、後者は、⑥親の役割、家族員間・家族間の相互支援に当然与えられるべき尊厳と価値を付与すること、⑦社会的資源の最適の分配によって家族がその責任から生じるニーズを満たすことによって社会に貢献すること、⑧家族に影響する政策・施策間の調整、から成る。これらのうちで③が強調され、政府が家族の発展において支援者かつパートナーであるような国家の存在を信じるとともに、家族政策が意味するのは、家族のための政府のサービスが（政府が家族の責任を引き受けるのを許すのではなく）家族が自らのために責任を負うように支援するための教育的役割を演じねばならないことであると述べている²⁶⁾。

（2）家族政策諮問委員会

1986 年の家族政策諮問委員会報告書の第 1 卷では、諮問の結果として男女の社会的役割と家庭内役割の変化、家庭内・夫婦間の暴力、家族の経済的支援、就業形態と親の責任、家族の住居、学校と家族、家族のための余暇と文化的活動、保育サービス、家族福祉のための社会的サービス等、といった個別の問題に関する原則が述べられた後、家族政策の適用に関する行政的

選択に関する原則が述べられている。大多数によって支持された見解としては、①総合的政策そして省庁間横断的政策としての家族政策の性格そのものが特定部門の家族的次元を統合するために、また家族の実態の全体像の結果として、関係する全省庁の関与を要請すること、②部門別の政策が相互に矛盾するのを避けるため、それらの間の整合性と一貫性を保証すること、③閣僚理事会と特定の閣僚が明確に専心し、家族問題担当閣僚が他の閣僚に影響力を行使できるようにし、同様のことを次官や高級官僚に対してもできるような形をとる、政府の最高レベルでの家族政策に関する指導力の行使、④政府の役割の特徴としての、規制と統制の対局にある支援の機能、⑤家族の社会的支援について責任をもつすべての（政府、公的、民間）機関による家族政策を担当することの社会的性格、⑥設立準備中の創造的な機関において、家族の利益と要求を代表する必要性、の6点があり、少數意見としては、⑦家族政策の実施は、そのような政策を導き、奨励し、その価値を守るような、家族の権利と責務に関する憲章に基づくものでなければならぬこと、という点がある²⁷⁾。

1986年の家族政策諮問委員会報告書の第2巻で、まず国家介入の正当化に関する原則として、①国家は家族類型と親としての地位を規定する個人的、文化的ライフスタイルについて中立的であり続けねばならないこと、②国家は親が責任を果たすことと家族の成員権をもつことについて支援せねばならないこと、③国家が介入すべき特定の家族の現実は家族政策の特定の分野を定義するために規定されねばならないこと、の3点を挙げ、次に家族政策の適用における国家介入に関する原則として、④子どもと家族の成員権に対する強い关心とともに、家族につい

て第一次的な責任をもつ者としての親の正統なニーズを満たすことが、国家がケベックの家族を支援する義務をもつ主たる理由であること、⑤家族政策に関する政府介入が家族、学校、職場によって形作られ、中央にはケベック社会の基礎である親があるような三角形に焦点を合わせねばならないこと、⑥家族政策が家族にとっての生活の質政策であり、人口と関係したり、出生率上昇を促進することを目指したりするあらゆる形態の政策とは根本的に異なること、の3点を挙げているが²⁸⁾、これらは第1巻で挙げられたものと若干異なる。

(3) 閣僚理事会

さらに、1987年の閣僚理事会の政策表明書は政府と家族への介入に関する基本的原則として、①家族とその成員の福祉が社会の福祉の基礎にあると考えられているため、政府はその権限と責任の範囲内で家族を根本的な社会的価値と認識することを望むこと、②政府は家族の凝集性と安定性に寄与すること、ならびに家族の現実の特質をより多く考慮に入れることを望むこと、③政府は子どもの利益を守ることによって完全に親に取って替わることを避けながら、子どもを扶養する法的、社会的な第一の責任者としての親を支援することを望むこと、の3点を挙げている²⁹⁾。以上のとおり、ケベック州の政府関係機関が掲げた家族政策に関する基本原則は必ずしも一致していないが、矛盾もしていない。また、紙幅の都合により紹介できないが、家族政策諮問委員会の第1報告書の分野別の諸原則もわが国にとって示唆に富むものである。

3. アメリカ合衆国

フランス語圏とは異なり、英語圏の国々では個人生活への政府介入が嫌われるため、アメリ

カ合衆国には総合的家族政策がないとしばしばいわれる。Genoveseによれば、憲法の暗黙の契約が家族とは無関係に、政府と個々の市民の間において交わされるとされていることがその要因であり、その理論的根拠は地位の世襲による社会的成層を避けることである³⁰⁾。それでも、1960年代以降、家族のための各種プログラムが開始された。その結果として、プログラム間の重複や摩擦が明らかになったため、一部の研究者や政治家によって総合的家族政策が提唱された。しかし、彼によれば、アメリカの公共政策は個人主義とともに多元主義を尊重することになっているため、これらのプログラムが民間依存的ないし市場志向的なものとなっており、その傾向がレーガン政権時代に助長された。また、家族構成とライフスタイルの多様化によって、将来の家族に関する多様な見方をする集団が総合的家族政策に関して合意することが難しくなったうえに、1980年代半ばにかけての連邦政府の予算削減により1980年代において総合的家族政策が実現する可能性がなくなった³¹⁾。しかしながら、家族に関する問題が顕在化してきたためか、1980年代半ば以降、政府関係の各種委員会でも再び、活発に家族政策に関する提案がなされるようになってきた。1986年には教育省の家族作業委員会、1991年には議会を中心とする全国児童委員会、1993年にはアメリカ都市家族全国委員会の報告書が出された³²⁾。

（1）ホワイトハウス（教育省）家族作業委員会

G. L. Bauer 教育省次官を委員長とするホワイトハウス家族作業委員会は1986年に大統領への報告書『家族—アメリカの未来を保つ—』を作成し、その最初に家族擁護政策に関する10項目のガイドラインを提案している。それらは、①家族擁護政策は、家族の権利が国家の権利よ

り先にあり、上位にあることを認識せねばならないこと、②権利と義務に関して親が基本的であること、③いかなるレベルの政府機関が家族に対処する場合においても、とにかく、害悪を及ぼさないという中心的教理を出発点とすること、④家族擁護というレッテルを乱用したり、誤用したりしないよう警戒すること、⑤家族政策それ自体は治療でなく、提案された治療法を評価するための基準であること、⑥多くの家族問題は政策的解決に適していないが、それでも公共部門は文化様式に影響を与えられること、⑦家族問題への介入が必要な場合、市民自身によるコントロールがもっともしやすい機関によって行われるべきであること、⑧援助ないし矯正によって政府が家族の問題に介入する際には、施策が関係者にもっとも近いレベルの政府機関によって行われること、⑨家族政策は経済成長の基礎の上に築かれねばならないこと、⑩希望をもつべき大きな理由があること、の10点である³³⁾。この委員会はレーガン政権の意を受けていたため、これらの諸原則は新保守主義的なものとなっている。

（2）全国児童委員会

J. D. Rockefeller IV 上院議員を委員長とする全国児童委員会は1991年に最終報告書『レトリックを超えて—子どもと家族のためのアメリカの新たな課題—』を作成したが、その中で公共・民間部門の政策・プログラム策定のための提案の基礎となるような、子どもの基本的ニーズ、親の役割と責任、社会の責務に関する原則を提示している。それらは、①すべてのアメリカ人の子どもがその潜在能力の限界まで発達する機会をもつべきであること、②親が子どもの肉体的、感情的、知性的ニーズを満たすことと、道徳的な指導と方向付けを行うことについて第

一次的な責任をもつこと、とともに、親が子育ての役割を果たすのを支援し、親が責務を果たすのを可能にし、親に子どもの世話と支援の責任をもたせることが社会にとっての最大の利益であること、③父母の人格的な関与と物質的な支援がある時、そして両親が愛情豊かな扶養者としての責任を果たす時に、子どもは優秀になること、④家族は子どもを世に送り出すため、そして児童期を通じた成長と発達を支援するための、社会の第一次的制度体であること、⑤文化的多様性がアメリカの最高の資産であるため、尊重され、保存されねばならないのと同時に、すべての子どもが社会的、経済的主流に乗るための平等な機会をもつことが保証されねばならないこと、⑥学校、宗教団体、サービス・慈善団体、雇用主といったコミュニティの制度体が親子を支援するような環境を作り出すうえで重要な役割をもつこと、⑦子どもをもつ家族にとって安全で安心な環境を提供する責任がコミュニティにあること、⑧社会が子育てに正統な関心をもつとともに、責任を果たせない親が子どもを危険にさらすときにはいつでも介入する道徳的責任をもつこと、⑨困難を抱えた家族と傷つきやすい子どもが危機に陥る前に問題を予防することが、彼らのニーズに対処する上でもっとも有効で安上がりな方法であること、⑩基本的な道徳的価値はわれわれの国家的遺産の一部であり、社会が子どもと家族に対して行動をとる際の指針となるべきであること、⑪アメリカの子どもと家族のニーズに効果的に対処するために、個人、民間部門、あらゆるレベルの政府機関からの時間、指導力、資金の供与が必要であること、の11点である³⁴⁾。この報告書では家族政策の人的資本投資としての側面を強調しており、それがこれらの原則にも反映さ

れている。また、クリントン大統領（当時アーカンソー州知事）も委員の一人であったが、近い将来、政治的なレトリックを超えて総合的な家族政策が実施されるかどうかは不明である。

(3) アメリカ都市家族全国委員会

他方、J. Ashcroft ミズーリ州知事を委員長とするアメリカ都市家族全国委員会は1993年に最終報告書『家族が第一』を作成したが、その中では現在の家族崩壊の趨勢を逆転させるとともに、支援してくれるようなコミュニティの中で結婚している両親とともに成長する子どもの割合を増加させるための新たな戦略の目標として、①家族に力を与えること、②結婚を強化すること、③親子関係を強化すること、④家族に対するコミュニティの支援を築き上げること、⑤家族を優先するように国の文化を変えること、の5項目を挙げ、それについて政策、プログラム、個人、組織を導くべき3原則を掲げている。①については家族の責務を代替するより強化すること、家族の意思決定と尊厳を尊重すること、家族成員の相互の義務を確認すること、②については結婚を通じた家族形成を促進し、婚外妊娠を抑制すること、持続的で安定した婚姻を促進すること、離婚の発生を減少させること、③については親の責任と権威を尊重すること、両親の愛情と扶養に関する子どものニーズの代替物を見つけるよりもそれを満たすこと、親が子どもとともに時間を過ごせるような機会を増加させること、④についてはコミュニティが家族のニーズを優先させること、家族、教会、学校、その他の地域組織の間で相互に支援し合うような関係を促進すること、単位としての家族を強化すること、⑤については健全で繁栄する社会の第一のもっとも必要な要素として家族に敬意を払うこと、個人的責任、関

与、他人の尊重を促進すること、家族のニーズの水準を高めることを挙げている³⁵⁾。ここに掲げられた諸原則の一部、特に法律婚の重視は国際機関や内外の政府関係機関によってしばしば挙げられる家族の多様性尊重の原則と矛盾する可能性があるので、人種差別主義的ないし性差別主義的であるという批判を受ける可能性がある。この委員会はブッシュ政権下でできたことから、新保守主義的な傾向をもっていたようである。

4. イギリス

アメリカ合衆国同様、個人生活への政府の介入を嫌うイギリスにも総合的家族政策がないといわれている。しかし、1980年代前半には政治的課題となっていたようで、その基本原則についても *Poverty* という雑誌で論議された。第一次的資料でも最新のものでもないが、各政党の見解も示すという点で興味深いので紹介する。まず1981年に家族研究センターと市民の自由に関する全国評議会が共同で出した『最前線の家族』というパンフレットでは積極的な家族政策の発展のための原則として、①家族政策が純粋な選択の自由と家族パターンの多様性の認識に基づくべきであること、②家族政策がライフサイクルの異なる段階における家族のニーズを反映すべきであること、③家族政策が扶養すべき子どもをもつ家族が受けける追加的な経済的圧迫を認識するとともに、親であるかどうかに関わらず誰もが、われわれにとってもっとも貴重な資源である子どもに対して責任をもつことを認識すべきであること、④家族政策が社会的賃金の維持・拡大に基づくべきであること、⑤家族政策が家族内の個人の権利とニーズとともに、一単位としての家族の権利とニーズも認識すべ

きであること、⑥家族政策が女性と男性の間の人工的な分業を強化すべきでないこと、の6点を挙げている³⁶⁾。これに対して、Seccombe は保守党の見解として、政府の家族政策に関する原則として首相が述べた「個人とその家族が責務を果たせるようにより大きな選択権と自由を与える、福祉サービスの効率を向上させることを決意している」という言葉を引用している³⁷⁾。また、Kinnock は労働党の見解として、①子育てにおいて親の役割が不可欠で代替不能であるが、それがコミュニティ全体の責務であると理解されるべきこと、②われわれの政策が家族とその成員にとっての真の選択の自由を拡大するという原則に基づくべきであること、という2つの中心的原則を挙げている³⁸⁾。しかし、その後にイギリスが明示的な家族政策をもつようになったという事実はなさそうなので、これらの政党が掲げた諸原則は政治的なレトリックの一部に過ぎないのかもしれない。

5. 日本

わが国の政府関係機関では前述のとおり、家族政策という言葉自体が最近まであまり使われなかっただし、必ずしも基本原則が論じられて来なかっただようである。しかし、家庭基盤充実構想推進連絡会議の報告書、経済企画庁の『国民生活白書』ではそれに関連する内容が若干論じられている。また、家族政策そのものではないが、最近は厚生省関係の研究会や社会保障制度審議会でそれと密接な関係にある児童家庭施策や社会保障制度について、若干の根本的な議論がなされるようになってきた³⁹⁾。

(1) 家庭基盤充実構想推進連絡会議

家庭基盤充実構想推進連絡会議による1980年2月の「家庭基盤充実のための基本施策のとり

まとめ」では、「家庭基盤充実対策は、新しい経済社会の条件の下で、家庭の運営について構成員すべてが責任を有するとの考えのもとに各家庭の主体的な努力により積極的な対応がなされることを基本とし、家庭の機能が十分に發揮できるよう情報や機会を提供するとともに環境条件を整えることを目標に、民間のサービス機能等を活用しつつ、施策を進めもって新しい福祉社会の実現のための基礎を整えることである」と述べられている⁴⁰⁾。このような家庭基盤充実施策とそれに密接に関係する「日本型福祉社会」の考え方に対する批判はその公表直後からしばしば行われてきたが⁴¹⁾、必ずしも批判や代案の基礎を成すような基本原則に関する議論が十分になされてこなかったようである。

(2) 経済企画庁

『昭和58年版国民生活白書』では、日本の家族について対応が必要とみられる諸問題についての対応の基本原則として、①男女両性の平等な立場での協力のもとに築き上げられる家族の自主性、自立性を尊重し、それぞれの家族の個性と多様性を尊重すること、②公的部門は安易に家族の領域に介入することなく、家族機能が十分発揮できるよう側面支援に努力すること、③家族は、社会の基礎的構成要素であり、社会の全分野に関係しているものであることから、その対応にあたっては、部分的、短絡的になることなく、総合性を十分考慮すること、の三者を挙げている⁴²⁾。また、『平成4年度国民生活白書』では「国民全体の……コンセンサスの下に、我が国における女性の職場進出や結婚・家族が持つ意味といった社会的状況、制度整備のコスト負担といった様々な要因を充分に考え合わせて、長期的な視野にたって諸制度の整備を進める必要がある」と述べ⁴³⁾、原則と呼べるようなも

のを示すと同時に家族政策の必要性を訴えている。いずれが掲げる諸原則も欧米諸国の政府関係機関によって挙げられたものが多く、妥当であるように思われる。

(3) 厚生省

『平成5年版厚生白書』は子育て支援策の基本的考え方として「少子化の急激な進行を回避するためにも子育てを次代を形成するための社会共通の主要コストと位置づけ、負担面のコンセンサスを得ながら個人の生き方や価値観に干渉することのない範囲で、社会的な支援を一層強化していく必要がある」と述べると同時に、児童家庭政策の分野では「要保護児童等特別な援助を必要とする子どもや家庭……に対する配慮を充分に行いつつも、特定の子どもからすべての子どもへと施策の一般化を進めていく必要がある」とも述べている⁴⁴⁾。

そのほか厚生省関係として、平成5年7月の「たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会（子供の未来21プラン研究会）報告書」では今後の児童家庭施策の理念と基本理念として、①児童家庭施策の普遍化、②子育てに関する家庭と社会のパートナーシップ、③権利主体としての子どもの位置づけ、④家庭・地域社会を基盤とする多様かつ総合的な施策の推進、の四者が挙げられている⁴⁵⁾。また、高齢社会福祉ビジョン懇談会による平成6年3月の「21世紀福祉ビジョン」では少子・高齢社会における社会保障の姿の第一の目標として公正・公平・効率の確保を挙げているが⁴⁶⁾、これも家族政策にも当てはまる基本原則といえよう。

(4) 社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会

平成5年2月の「社会保障将来像委員会第一次報告—社会保障の理念等の見通しについて

一」では社会保障の basic 理念の一部としてその理念、概念と範囲とともにそれを推進する場合の基本原則について論じられており、①普遍性、②公平性、③有効性、④総合性、⑤権利性、の五者が挙げられている⁴⁷⁾。社会保障制度の一部は家族政策の手段の一部でもあるので、これらの大部分は家族政策の基本原則となりうる。また、これに続く平成 6 年 9 月の「社会保障将来像委員会第二次報告」では「家族政策・男女平等と社会保障」について、①多様な家族形態を基本におき、家族の新しい関係を踏まえてその生活を充実させる条件の整備、②「子どもが健やかに生まれ育つ権利がある」という原則へ配慮した育児支援策、③税制と社会保障の相互調整という視点からの家族に対する公的所得保障の検討、④男女ともに就業と家庭責任の両立が確保されるための新しい制度的・社会的枠組みの発展、⑤社会のあらゆる分野における男女平等の確保、の五者の必要性を唱えているが⁴⁸⁾、これらは家族政策の基本原則と密接な関係をもつ。

IV. おわりに

国際機関、各國政府関係機関、各研究者が家族政策の原則として挙げているものは多様なので、それらを要約するのは容易でない。しかし、ある程度共通するものとして、①家族の重要性と多様性の尊重、②家族間、家族成員間(特に、家族形態間、階層間、男女間、世代間)の平等、③人権と自由の尊重、④子どものニーズ、権利、利益の優先、⑤家族の福祉と安定・強化を目指すべきこと、⑥家族機能の代替でなく、補完を目指すべきこと、⑦治療より予防を目指すべきこと、⑧総合性、整合性を目指すべきこと、⑨

あらゆるレベルの行政機関によって行われること、⑩家族・家族政策に関する基礎的な調査研究が行われること、といったものがある。これらの間でも、また同じ機関ないし個人が挙げた原則の間でも矛盾する可能性があるものがいくつか見受けられる。これは家族政策が家族成員である個人と一単位としての家族の両方を対象とすることにより、家族成員の間、家族成員と一単位としての家族の間で利害が一致しないことがあるためである。また、これらの原則ないしその背後にある価値は必ずしも対等でないし、それらの優先順位も不变でない。

Zimmerman は、家族の福祉をすべての政策領域に関わる価値（公平、効率、自由、機会の平等、適切さ、権利、社会的凝集性、思いやり等）とともに最大化すべき価値として家族政策に組み込むべきものとしている。しかし、アメリカ合衆国における社会政策の展開を導いた伝統的価値としては個人主義、最小限の政府介入、私有財産があることにより、葛藤と矛盾が生じているとも述べ、社会の制度的取り決めを正統化するための基礎として、特定の価値前提を選択することがそのような状況を作り出すとしている。そして、その理由として、①異なる価値前提を同時に完全に実現することができないこと、②特にアメリカ合衆国のような多元的社會では、公式に是認された価値がさまざまなレベルの関与を個人や集団から引き出すこと、③文化的に提供される価値前提の多様性が存在することによって、異なる集団が自らの状況により良く適合した前提を巡って動員・逆動員することが促進されること、の 3 点を挙げ、時間の経過とともに支配的な価値が交替していくと述べている⁴⁹⁾。

Zimmerman の最近の著作によれば、特定の

問題に関係するすべての価値を同時にまたは同程度に追求したり、実現したりすることが不可能なので、政策決定者はそれらにランク付けを行い、社会成員が多くの場合にそれらのランク付けを受け入れるよう説得する必要がある。家族問題についてのランク付けは政策が単一の選択ではなく、一連の相互関連する選択を必要とするため、より複雑になっている。諸般の情勢の変化に伴う家族問題に関する認識と定義の変化に応じて、政策決定者は価値選好の順序を入れ替えねばならなくなることがしばしばある。従って、家族政策は望ましい家族政策上の目的ないし価値の実現について「一時的に」決着した行動方針であることになる。一時点における特定の価値ないし目的の相対的重要性は、個人と社会ないし集団がそれらを実現するために使う用意がある時間、資金、エネルギーといった資源によって測定できる。強調される価値が変わるために資源も移動する⁵⁰⁾。

このように強調される原則の変化に伴って家族政策の内容が変化する可能性があるだけでなく、強調される原則自体が変わらなくても原則のもつ意味自体が時間の経過とともに変わる可能性もある。de Bie よれば、西欧諸国において家族ないし特定の区分の家族に対する経済的援助の原則は扶助の問題でなく公正の問題と考えられるようになっている。経済的援助の主な議論は西欧社会の根本的価値—平等、民主主義、差別不在—についての訴えをもった社会的公正の理想に基づけられている⁵¹⁾。

これらの変化を考慮しない場合でも、家族成員の間や家族成員と一単位としての家族の間で利害が一致しないことがしばしばあるため、原則間の矛盾が生じる場合がある。特に両性の平等の原則は、女性に不平等を強いる傾向がある

家族擁護主義的原則と潜在的に矛盾する場合が少くない。そのため、フェミニストの中には、Cass のように家族政策の有用性を認めながらも、それによって特定の形態の家族が優遇され、家族間、家族内の根本的な不平等が隠れられ、維持されていると批判している者がいる⁵²⁾。また、フェミニストの中には自らの主張に沿った家族政策策定に関する原則を示す者もいる。例えば、Kirp *et al.* は節操ある控えめな方法での家族政策を必ずしも否定せず、「人道的な」家族政策を策定するための原則（枠組み）として、①家族生活への参加の機会を拡大すること、②個人が安定的な関係を維持できる能力を強化すること、③多様な家族形態に対して出現しつつある寛容さを助長すること、の3点を挙げている。ただし、対象となる家族に関する規定は性別に関してできるだけ中立的であることが選択の機会を広げる所以で、望ましいとしている⁵³⁾。

Spakes は、不平等を維持するような家族政策の基礎には出生促進主義的価値があると指摘し、フェミニスト的家族政策の基礎となる原則（仮定）として、①家族と国家は全体の一部として関係づけられており、相互依存的であるため、公私の領域と責任を区分できないこと、②女性の保護は現在も近い将来も必要であるが、保護される者は平等になり得ないため、潜在的に危険であること、③最終的に社会と同様、家族も変化せざるを得ないこと（特に、父親の参加を目指すこと）、の3点のほか、究極的な原則として、④両性間の平等の積極的促進が社会的に望ましい、家族政策の目的であることを挙げている。そして、フェミニスト的家族政策の施策に関する提案の最初の例として女性の生殖権と性的表現の自由を掲げており⁵⁴⁾、出生促進主義的価値への反発を示している。

家族成員間の平等という観点から両性間の平等とともに考慮する必要があるのは、親子間の平等ないし公平の問題であろう。Scanzoni が述べるとおり、親子の利害を均衡させるような家族政策（進歩的な相互均衡政策）も必要であろう。彼は、この政策の基礎となる前提として、①子どもをもつことが強制でなく、選択であると考えられねばならないこと、②親子が血統・社会的紐帶のいずれによって結び付けられているかに関わらず、時間の経過に伴う子どもと環境（特に環境の中で子育てをしている大人）との間の、発達途上における相互影響のイメージから、このような政策が導き出されたものであること、を挙げている。しかし、相互均衡政策を具体化したプログラムの目的・指針としては、①女性の経済的自立、②男性の家事・育児への関与、③幼児期の能力開発、の3項目を挙げており⁵⁵⁾、両性間の平等に傾いた原則を述べている。また、親子間の平等ないし公平をもう少し広げ、世代間の公平を考慮する必要もある。その際には、Bichot が述べるとおり、家族政策が政府から家族への一方的援助でなく、若年層に対する人的資本投資（社会化された世代間の交換）であるとの認識をもち、それを交換的公正（justice commutative）と選択の自由の原則に基づくものとする必要もある⁵⁶⁾。

フェミニスト経済学者のFolbreは性別、年齢（世代）等に基づく不平等を超越した平等主義的家族をモデルとする社会契約の観点から社会的責任を再編成する必要を訴え、家族政策の課題として、①すべての人々に対する基本的な健康・社会保険および雇用機会と、子どもにとっての高水準の社会福祉、②男女間における家庭内労働のコストの平等な分担、③家庭内労働の価値に対する公的補償、④保育と教育に関する

平等な機会と貢献（負担）、⑤生殖権、⑥家族法改革（結婚・離婚の自由化と、家庭外労働担当者の所得に対する家庭内労働担当者の権利の保証）、⑦男女が家庭内と家庭外の労働を両立させることを促進するような就業規則（労働時間・家族休暇）、⑧公的、民間の（保険・年金）給付における非婚のカップルに対する差別の撤廃、⑨贈与や遺産をはじめとする家族成員と友人に対する（資産）移転の厳重な制限、⑩（雇用・昇進）機会均等を促進するための非差別的行動、の10点を挙げている⁵⁷⁾。これらの多くは原則というよりも具体的な施策であるが、平等主義的原則が具体化されたものであることも明らかである。このように要約されたものは比較的常識的にみえるかもしれないが、詳細な内容は平等主義と（経済的）合理主義を徹底させたことにより革新的な部分を含むだけでなく、家族擁護主義者や出生促進主義者の主張に近い部分も含んでいる。

フェミニストと、家族政策の思想的背景の主流を成してきた家族擁護主義者（そして出生促進主義者）の間には最終的な目的に関する相違があるにしても、それぞれの目的を達成するための家族政策の手段については共通するものが少なくない。そこで、両者は以上で述べたような原則のうちで矛盾するものについては妥協点を探りながら、各種施策の整備・拡充を図るために協力する必要がある。また、親の権利については家族擁護主義者（そして出生促進主義者）、女性である親と子どもの権利についてはフェミニストがある程度主張するであろうが、子どもの権利全般についていはずれも強く主張しないかもしれない。両者が「児童の権利に関する条約」に具体化されたような原則を中心に据えながら、子どもの利益を反映した家族政

策の整備・拡充について協力していく必要がある。家族政策においても、このような平等ないし公平について妥協を図る必要があるだけでなく、公平の原則と効率の原則の間でも妥協を図る必要がある⁵⁸⁾。この点についても今後の研究課題としたい。

注

- 1) United Nations (1987a, 1987b), Beltrão (1957) pp. 10-12
- 2) United Nations (1987a) pp. 2-3
- 3) United Nations (1987a) pp. 44-45
- 4) United Nations (1987b) pp. 40-41
- 5) United Nations (1987b) p. 2
- 6) 丸山 (1994) p. 14
- 7) 國際家族年の原則とわが国の現状の対比が松村 (1993), 高橋 (1994) により行われているので、参照されたい。
- 8) 日本総合愛育研究所 (1994) p. 96
- 9) United Nations (1994) pp. 24-26, pp. 6-9
- 10) United Nations (1994) pp. 7-8
- 11) Cantillon (1992) pp. 221-222
- 12) Buysse (1992) pp. 95-97
- 13) Ribes (1991) pp. 81-90
- 14) Fagnani (1993) pp. 21-22
- 15) *Official Journal of the European Communities* (1989) pp. 2-3
- 16) Commission of the European Communities (1989) p. 13
- 17) Donati (1991) pp. 123-125
- 18) France (1981) p. 614, p. 625, pp. 637-638
- 19) France (1991) p. 32
- 20) France (1980) pp. 51-58
- 21) 小島 (1989, 1994)
- 22) France (1989) pp. 61-69
- 23) Dumont (1990) pp. 139-150
- 24) Dumont (1986) p. 179
- 25) Québec (1984, 1986a, 1986b, 1987, 1989, 1992)
- 26) Québec (1984) pp. 47-49
- 27) Québec (1986a) p. 93
- 28) Québec (1986b) pp. 12-14, pp. 38-42
- 29) Québec (1987) p. 8
- 30) Genovese (1984) pp. 7-8
- 31) Genovese (1984) pp. 280-281
- 32) United States (1986, 1991, 1993)
- 33) United States (1986) pp. 4-5
- 34) United States (1991) pp. 62-76
- 35) United States (1993) pp. 38-63
- 36) Lister (1983) pp. 16-18
- 37) Seccombe (1983) p. 25
- 38) Kinnock (1983) pp. 27-28
- 39) 家庭基盤充実構想推進連絡会議 (1980), 経済企画庁 (1983, 1992), 厚生省 (1994), たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会 (1993), 高齢社会福祉ビジョン懇談会 (1994), 社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会 (1993, 1994)
- 40) 家庭基盤充実構想推進連絡会議 (1980) p. 152
- 41) 最近のものとしては飯田 (1990), 原田 (1992a, 1992b), 大沢 (1993) を参照されたい。
- 42) 経済企画庁 (1983) p. 256
- 43) 経済企画庁 (1992) p. 239
- 44) 厚生省 (1994) pp. 59-60, p. 64
- 45) たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会 (1993) pp. 5-7
- 46) 高齢社会福祉ビジョン懇談会 (1994) p. 6
- 47) 社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会 (1993) pp. 15-16
- 48) 社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会 (1994) pp. 11-12
- 49) Zimmerman (1988) p. 176, pp. 24-25
- 50) Zimmerman (1992) pp. 6-8
- 51) de Bie (1980) p. 18
- 52) Maas (1984) pp. 22-27
- 53) Kirp et al. (1986) p. 201, p. 175
- 54) Spakes (1991) pp. 25-26, pp. 35-37
- 55) Scanzoni (1991) pp. 12-22
- 56) Bichot (1992) p. 173-178
なお、Bichot (1982) は社会保障制度におけるこの新規の交換的公正の原則について、従来の分配的公正 (justice distributive) の原則との関係で詳しく論じている。
- 57) Folbre (1994) pp. 257-259
- 58) Glaude (1992) は家族優遇税制に関してこの

問題に触れている。

参考文献

- Beltrão, Pedro Calderan 1957 *Vers une politique de bien-être familial. Eléments d'une normative économique et sociale de la politique familiale*, Librairie Editrice de L' Université Grégorienne.
- Bichot, Jacques 1982 "Fonder un autre système de Sécurité sociale sur un nouveau principe de justice commutative", *Droit Social*, no. 9-10.
- Bichot, Jacques 1992 *La politique familiale : jeunesse, investissement et avenir*, Cujas.
- Buyssse, Anne-Marie 1992 "Family Models and Social Legislation in EEC Countries: A Comparative Study", ISSA (ed.), *Social Security and Changing Family Structures*, ISSA.
- Cantillon, Bea 1992 "Concluding Remarks", ISSA (ed.), *Social Security and Changing Family Structures*, ISSA.
- Commission of the European Communities 1989 "Communication from the Commission on Family Policies" COM(89) 363 final.
- de Bie, Pierre J. L. 1980 "The Rationale and Social Context of Family Policy in Western Europe", J. Aldous and W. Dumon (eds.), *The Politics and Programs of Family Policy : United States and European Perspectives*, University of Notre Dame Press and Leuven University Press.
- Donati, Pierpaolo 1992 "The Development of European Policies for the Protection of Families and Children", Commission of the European Communities (ed.), *Report of the Conference, Child, Family and Society, Luxembourg, 27-29 May 1991* Commission of the European Communities.
- Dumont, Gérard-François 1986 *Pour la liberté familiale*, PUF.
- Dumont, Gérard-François 1990 *La famille en Vendée*, Conseil Général de la Vendée.
- Fagnani, Jeanne 1993 "Comparaison des politiques familiales en Europe", *Recherches et Prévisions*, no. 32.
- Folbre, Nancy 1994 *Who Pays for the Kids? : Gender and the Structures of Constraint*, Routledge.
- France, Conseil Economique et Social 1981 *La politique familiale globale (Avis et Rapports du Conseil Economique et Social, Séances des 26 et 27 mai 1981)*.
- France, Conseil Economique et Social 1991 *La politique familiale française (Avis et Rapports du Conseil Economique et Social, Séances des 24 et 25 septembre 1991)*, Direction des Journaux officiels.
- France, Haut Comité de la Population 1980 *Rapport de synthèses des travaux du Haut Comité de la Population*, La Documentation Française.
- France, Haut Conseil de la Population et de la Famille 1989 *Démographie et politique familiale en Europe*, La Documentation Française.
- Genovese, Rosalie G. (ed.) 1984 *Families and Change : Social Needs and Public Policies*, Bergin & Garvey Publishers.
- Glaude, Michel 1992 "Neutralité ou efficacité de la politique familiale", *Economie et Statistique*, No. 256.
- 原田純孝 1992a 「高齢化社会と家族一家族の変容と社会保障政策の展開方法との関連で」東京大学社会科学研究所(編)『現代日本社会 第6巻 問題の諸相』東京大学出版会。
- 原田純孝 1992b 「日本型福祉と家族政策」上野千鶴子ほか(編)『変貌する家族 6 家族に侵入する社会』岩波書店。
- 飯田哲也 1990 「家族政策と地域政策」飯田哲也・遠藤晃(編)『家族政策と地域政策』多賀出版。
- 家庭基盤充実構想推進連絡会議 1980 「家庭基盤充実のための基本的施策のとりまとめ」、経済企画庁国民生活局(編)『わが国の家庭の現状と今後の課題』。
- 経済企画庁(編) 1983 『昭和58年版国民生活

- 白書』。
経済企画庁（編） 1992 『平成4年度国民生活
白書』。
- Kinnock, Neil 1983 "Family Policy: alternative
viewpoints: A Labour viewpoint",
Poverty, No. 55.
- Kirp, D. L., M. G. Yudof, and M. S. Franks 1986
Gender Justice, The University of Chicago
Press.
- 小島 宏 1989 「出生促進政策の有効性」『人口
問題研究』第45巻2号。
- 小島 宏 1994 「フランスにおける家族政策の
効果」『人口問題研究』第49巻4号。
- 高齢社会福祉ビジョン懇談会 1994 「21世紀福
祉ビジョン—少子・高齢社会に向けて—」。
- 厚生省（編） 1994 『平成5年版厚生白書』。
- Lister, Ruth 1983 "Family Policy: alternative
viewpoints: Foreword", *Poverty*, No. 55.
- Maas, Frank 1984 "Should Families be a Focus
for Policies?", *Institute of Family Studies
Policy Background Paper*, No. 5.
- 丸山元彦 1994 「国際家族年—1994年—につい
て」『厚生』第49巻1号。
- 松村祥子 1993 「家族問題と家族政策—1994年
国連・国際家族年の課題—」『社会福祉研究』
第58号。
- 日本総合愛育研究所（訳） 1994 「アジア太平洋
の家族に関する北京宣言」『子ども家庭福祉
情報』第8号。
- Official Journal of the European Communities*
1989 "Conclusion of the Council and of the
Ministers Responsible for Family Affairs
Meeting within the Council of 29 September
1989 regarding family policies",
Official Journal of the European Communities, No. C 277.
- 大沢真理 1993 『企業中心社会を超えて—現代日
本を<ジェンダー>で読む—』時事通信社。
- Québec, Conseil des ministres 1984 *For Quebec
Families: A Working Paper on Family
Policy*.
- Québec, Comité de la consultation sur la politi-
que familiale 1986a *Rapport du Comité de
la consultation sur la politique familiale*,
- Première partie, *Le soutien collectif re-
clamé pour les familles québécoises*.
- Québec, Comité de la consultation sur la politi-
que familiale 1986b *Report of the Comité
de la consultation sur la politique familiale,
Part Two, Collective support recommended
for Quebec families*.
- Québec, Conseil des ministres 1987 *La politique
familiale : Enoncé des orientations et de la
dynamique administrative (Adopté par le
Conseil des ministres le 3 décembre
1987)*.
- Québec, Secretariat à la famille 1989 *Familles
en tête. Plan d'action en matière de politi-
que familiale 1989-1991*.
- Québec, Secretariat à la famille 1992 *Familles
en tête. 2e Plan d'action en matière de
politique familiale 1992-1994*.
- Ribes, Bruno 1991 "Les politiques familiales",
Informations Sociales, No. 16-17.
- Scanzoni, John 1991 "Balancing the Policy
Interests of Children and Adults", E. A.
Anderson and R. C. Hula (eds.), *The Recon-
struction of Family Policy*, Greenwood
Press.
- Seccombe, Joan 1983 "Family Policy: alterna-
tive viewpoints: A Conservative view-
point", *Poverty*, No. 55.
- 社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会
1993「社会保障将来像委員会第一次報告—社
会保障の理念等の見通しについて—」。
- 社会保障制度審議会・社会保障将来像委員会
1994「社会保障将来像委員会第二次報告」。
- Spakes, Patricia 1991 "A Feminist Approach
to National Family Policy", E. A. Ander-
son and R. C. Hula (eds.), *The Reconstruc-
tion of Family Policy*, Greenwood Press.
- 高橋重宏 1994 「今なぜ『国際家族年』か—その
理念と日本の課題—」『子ども家庭福祉情報』
第8号。
- たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに
満ちた地域社会をめざす21プラン研究会(子
供の未来21プラン研究会) 1992「たくましい
子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた

- 地域社会をめざす21プラン研究会（子供の未来21プラン研究会）報告書」。
- United Nations 1987a *National Family Policies : Their Relationship to the Role of the Family in the Development Process*, United Nations.
- United Nations 1987b *National Family Policies : Strengthening the Family : Guidelines for the Design of Relevant Programmes*, United Nations.
- United Nations 1994 *Programme of the United Nations International Conference on Population and Development*, United Nations.
- United States, White House Working Group on the Family 1986 *The Family : Preserving America's Future*, U.S. Government Print-

- ing Office.
- United States, National Commission on Children 1991 *Beyond Rhetoric : A New Agenda for Children and Families*, U.S. Government Printing Office.
- United States, National Commission on America's Urban Families 1993 *Families First*, U.S. Government Printing Office.
- Zimmerman, Shirley L. 1988 *Understanding Family Policy : Theoretical Approaches*, SAGE.
- Zimmerman, Shirley L. 1992. *Family Policies and Family Well-Being : The Role of Political Cultures*, SAGE.

（こじま・ひろし

人口問題研究所人口政策研究室長）